

# 令和6年度県民芸術劇場 (一般公演) 実施要綱

## 1 趣旨

県内各地の公立文化施設において、優れた舞台芸術を鑑賞する機会、並びに芸術団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演など、優れた舞台芸術に身近に参加・体験できる機会を提供することにより、県民のこころの豊かさを育むとともに、県内の芸術家、芸術団体、公立文化施設等と協力して、施設の規模に応じた公演を企画し、県内の芸術団体等の育成、公立文化施設の活性化並びに県民文化の高揚を図るため「県民芸術劇場（一般公演）」を実施する。

## 2 事業名

この事業の名称は、「県民芸術劇場（一般公演）」とする。

## 3 主催

主催者は、公益財団法人 兵庫県芸術文化協会（以下「協会」という。）及び地元主催者とする。

地元主催者は、開催市町、開催市町教育委員会、開催市町文化振興財団、指定管理者等とし、必要に応じてその他の主催者を加えることができる。

事業の実施にあたっては、事業の趣旨、内容に鑑みて、兵庫県及び兵庫県教育委員会と共催するものとし、指定管理者が地元主催者となる場合は、開催市町または開催市町教育委員会と共催するものとする。

## 4 後援

地元主催者は、必要に応じて新聞社等関係団体を後援者とすることができる。

## 5 事業内容

### (1) 鑑賞者

一般県民を対象とする。

### (2) 開催時期

通年

### (3) 会場

市民会館、町民会館、文化ホール等の公立文化施設その他適当な施設とする。

### (4) 種目

オペラ、バレエ、モダンダンス、ミュージカル、オーケストラ、室内楽、声楽、器楽、新劇、邦楽・邦舞、能・狂言、人形浄瑠璃、寄席芸能等の舞台芸術とする。

### (5) 公演団体

協会が提示した登録団体の中から、地元主催者と協議して決定する。

### (6) 演目等

協会が地元主催者及び公演団体と協議のうえ日時・場所・演目等を決定する。  
(公演回数は原則1回) なお、演目の決定にあたっては、参加体験の要素を勘案する。

### (7) 入場料

原則として有料とし、地元主催者が収入するものとする。

### (8) 公演数

予算の範囲内で決定する。

## (9) 学校関係者・公立文化施設関係者の招待

県民芸術劇場の普及を図るため、地元主催者は、所在市町及び近隣市町の小学校・高等学校・教育委員会等の学校関係者、公立文化施設関係者に対し、公演の鑑賞を呼びかけるとともに、学校関係者及び公立文化施設関係者を無料招待するものとする。無料招待する人数は、地元主催者が決定する。

## 6 事務の分担

### (1) 協会

公演団体の派遣に関する事務を行う。

### (2) 地元主催者

協会の事務以外の公演に関するすべての事務を行う。

## 7 経費

### (1) 協会の支出額（県からの全額補助）

協会は、出演料（源泉所得税額及び消費税額を含む。以下同じ。）の1/2（円未満切捨）を支出する。上限額は、100万円に公演時の消費税率に応じた消費税額を加えた額とする。

### (2) 地元主催者の支出額

地元主催者は、出演料の残額とその他の公演経費及びそれらに付随する消費税額を支出する。

## 8 実施手続

(1) 公演を希望する地元主催者は、別に定める期日までに、別紙「県民芸術劇場（一般公演）実施申請書」（様式1）を協会に提出する。

(2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否及び協会支出予定金額を決定し、地元主催者に通知する。

(3) 協会は前項について公演団体に通知する。

(4) 地元主催者は、公演の実施について公演団体と契約を締結する。

(5) 地元主催者は、公演終了後2週間以内に別紙「県民芸術劇場（一般公演）実施報告書」（様式2）を協会に提出する。

(6) 公演団体は、公演終了後すみやかに協会及び地元主催者に請求書を提出する。

(7) 協会は、8(5)により提出された書類により事業の実施を確認した後、前項の請求書に基づき、8(2)で決定した出演料の支出予定金額を上限としてすみやかに公演団体に支払う。

(8) 地元主催者は、8(6)により提出された請求書に基づき出演料等をすみやかに当該公演団体に支払う。

## 9 不可抗力による事業中止への措置

(1) 地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など地元主催者の責めに帰すことのできない事情により公演が中止となった場合に、公演団体から地元主催者に対し執行済み経費等の請求行為があり、その一部について協会に負担を求める場合は、地元主催者は協会に対し、協議しなければならない。

(2) 協会は、前項により地元主催者から協議があった場合は、県に対し個別協議を行うものとする。

## 10 その他

この要綱に定めのない事項は、別に定める細則による。

# 令和6年度県民芸術劇場 (一般公演) 実施細則

## 1 趣旨

この細則は、令和6年度県民芸術劇場(一般公演)実施要綱(以下「要綱」という。)10の規定に基づき県民芸術劇場(一般公演)の実施に関して必要な事項を定める。

## 2 入場料

(1) 要綱5(7)の入場料の金額は、地元主催者が設定するものとするが、次の算式で算出された金額を上限とするものとする。ただし、算出された金額が県民芸術劇場基準入場料(別表1)の額を超える場合は、県民芸術劇場基準入場料の額とする。

$$\text{総事業費} \div (\text{収容人員} \times 0.7) \times 1/2$$

(2) 客席の位置によって入場料に格差をつけることは、地元主催者に一任する。

(3) 親子による鑑賞の機会を提供するため、親子ペア券(親1人子供1人)、家族券(親2人子供2人)の発券に努めるものとする。この場合の料金の上限は次のとおりとする。

親子ペア券 5,000円(消費税除く)

家族券 10,000円(消費税除く)

(4) 無料公演または上限を超える入場料金を設定するときは、協会と協議するものとする。

## 3 経費

(1) 要綱7(1)にいう出演料とは、別表2に定めるとおりとする。

(2) 要綱7(2)にいうその他の公演経費とは、会場費、設営費、宣伝費、印刷費、記録費等をいう。

## 4 不可抗力による事業中止への措置

要綱9(1)にいう執行済み経費とは、別表3に定めるとおりとする。

## 5 その他

この細則に定めのない事項については、県、協会及び地元主催者の協議により決定する。

別表 1

県民芸術劇場基準入場料

種 目	入場料（消費税除く）
オ ペ ラ	3, 5 0 0 円
バ レ エ	3, 5 0 0 円
モダンダンス	2, 8 0 0 円
ミュージカル	3, 4 0 0 円
オーケストラ	3, 3 0 0 円
新 劇	2, 8 0 0 円
邦楽・邦舞	3, 3 0 0 円
能・狂言	3, 0 0 0 円
人形浄瑠璃	2, 7 0 0 円

別表 2

■出演料の対象経費

項 目	細 目	内 容
出演費 音楽費 文芸費	出演費	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料
	音楽費	作曲料、編曲料、作詞料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜制作料、調律料(注)等
	文芸費	演出料、監修料、振付料、舞台監督料、デザイン料、プラン料、振付助手料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料等
舞台費	舞台費	大道具料、小道具料、衣装費、かつら費、履物費、照明機材費、音響機器費、舞台技術人件費(注)等
旅費 運搬費 通信費	旅 費	交通費（団体所在地⇄会場）、宿泊費
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費等
	通信費	通信連絡費等

(注) .....については、会館等の機材・スタッフで対応不可能な場合に限ります。

■出演料の対象外経費

- 飲食費 ○公演団体運営のための経常的経費  
○航空・列車運賃の特別料金（ビジネスクラス以上料金・グリーン料金）

別表3

## 県民芸術劇場の事業中止に係る執行済み経費

項目	細目	対象経費	対象外経費
出演費・音楽費・文芸費	出演費 (キャンセル料)	指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優等出演料 (ただし、事業着手時に契約書等によりキャンセル料の取り決めを行っている場合に限る) ★後日、領収証(写し)を提出	
	音楽費	楽器借料、楽譜借料、調律料	作曲料、作詞料、編曲料※、 写譜料、楽譜制作料※
	文芸費	舞台監督料、デザイン料、プラン料、振付助手料、 舞台助手料、著作権使用料	演出料※、監修料※、振付料※、 台本料、訳詞料
舞台費	舞台費	衣装費・かつら費・履物費(レンタルの場合) 照明機材費、音響機器費、舞台技術人件費 (会館等の機材・スタッフで対応不可能な場合に限る)	大道具料、小道具料
旅費等	旅費	交通費(団体所在地⇄会場)、宿泊費	
	運搬費	道具運搬費、楽器運搬費	
	通信費	通信連絡費等	

(注)※印については、毎回の依頼料等が契約書等により確認できる場合は対象とする。